

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年7月26日	五條二見交通株式会社（法人番号 6150001015480）代表者油谷收造	奈良県五條市二見5丁目4 番地2号	本社	奈良県五條市住川町1163-2	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法(以下「法」)第 20条	令和3年1月26日、苦情を端緒として調査を実施。1 件の違反が認められた。営業区域外旅客運送(法 第20条)	1	1
令和3年7月29日	京和タクシー株式会社(法人番号 6130001012579) 代表者隠岐公史	京都府京都市山科区四ノ 宮泓8	山科営業所	京都府京都市山科区四ノ宮泓8	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去一年以 内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」による運転者に対する指導監督義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和3年7月29日	新京和タクシー株式会社(法人番号 7130001010499) 代表者隠岐公史	京都府京都市南区吉祥院 蒔絵町23	本社	京都府京都市南区吉祥院蒔絵町23	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去一年以 内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」による運転者に対する指導監督義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和3年7月29日	南ヤサカ交通株式会社(法人番号 6130001012199) 代表者桑田佳幸	京都府京都市南区上鳥羽 北花名町24	本社	京都府京都市南区上鳥羽北花名町24	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去一年以 内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」による運転者に対する指導監督義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0